

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までのうち5か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月までのうち5か月
私は、役所の人に勧められて夫と一緒に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、夫と一緒に集金人に納付していたのに、夫は納付済みであり、私は未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後については、60歳に達するまで24年以上にわたり国民年金保険料を未納無く納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月にその夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、夫婦は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料は、現年度納付が可能である上、一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立人についても、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から13年3月まで

私は、国民年金保険料の免除申請を、毎年、A県B市役所とC市D区役所に行き、自分で行っていた。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎年、免除申請を行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間は、平成10年4月から13年3月までの3年度にわたることから、当該期間の免除承認を受けるためには、毎年度5月末までの間に、計3回の免除申請を行った上、承認を受ける必要があるが、オンライン記録では、当該申請がなされた形跡は見当たらない。

また、上記のことは、C市が平成11年度以前の国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、平成11年4月から12年3月までは、定額保険料が未納であると記録されていることとも整合している上、オンライン記録において、申立人に対して、14年8月12日に、申立期間の一部について保険料の納付を促すための国庫金納付書が作成されていることが確認できることを踏まえると、申立期間に係る免除申請が行われた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で

検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 62 年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 55 年 3 月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、A 市 B 区役所の年金課の人が 4 回ぐらい集金に来て、1 回に 10 万円以上総額 100 万円近くを納付した。免除申請の手続きをした記憶は無く、申立期間が免除期間及び未納期間とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、集金人に 1 回 10 万円以上を 4 回ぐらいに分け、総額 100 万円程度納付していたと主張している。

しかしながら、A 市が国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、各月に申請免除期間であることを示す「メ」が記載され、残余の申立期間については未納とされていることが確認でき、これは、オンライン記録とも一致している。

また、申立期間の国民年金保険料額の合計は、51 万 6,540 円であり、申立人が納付したとする 100 万円程度とはかい離している上、申立期間の現年度及びオンライン化後における追納を含む過年度の納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機 (OCR) により納付記録として入力されることから、延べ 8 年度、87 か月に及ぶ申立期間全ての納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2459 (事案 229、2268 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年6月まで

私と一緒に国民年金保険料を納付していた妻は、私が納付済みであった昭和43年4月から47年9月までについて、年金記録第三者委員会により平成20年6月2日付けであっせんの通知を受け、記録訂正されている。妻が納付済みである申立期間については、私も保険料を納付済みのはずであり、未納とされていることには納付できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前々回の申立て(申立期間は昭和36年10月から43年3月まで)については、領収済通知書により申立人の妻と同日に特例納付しているのは、36年4月から同年9月までであることが確認できるが、申立期間については当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には納付記録が見当たらないことなどから、平成20年6月2日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知を行っている。

前回の申立てについては、申立人からは新たな資料の提出が無く、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、平成23年4月28日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知を行っている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料及び情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2460

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年10月まで

私は、昭和56年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、平成2年5月に婚姻した後、収入が安定したので毎月納付していた。また、婚姻後の同年10月頃に、A市B区役所にそれまでの未納期間を確認し、遡って納付可能な2年分を過年度納付した記憶もあり、その分は納付済みになっているのに申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した平成2年5月以降の国民年金保険料は、申立期間を含め毎月納付し、婚姻前の遡及可能な2年分については、同年10月頃に納付申出を行い、過年度納付したと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している収滞納リストにおいて、申立期間の直前の昭和63年4月から平成3年4月までの保険料は、おおむね1か月ごとに現年度納付されていることが確認できる上、申立期間以降、6年3月までの保険料は未納とされ、現年度納付がなされた形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間に後続する平成3年11月から6年3月までの国民年金保険料を、分割で過年度納付している上、このうち、4年4月以降については、6年5月12日から8年4月5日にかけて順次遡及納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、5、6

年頃に過去の未納期間について、遡及納付の申出を行い納付書の交付を受けたものと推認できるが、当該納付書が、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録として入力されることを踏まえると、申立期間の納付記録全てが漏れるとは考え難く、申立期間は、既に時効のため保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年3月まで

私は、母親の分と一緒に国民年金保険料を集金人に納付していた。母親は全納しているのので、私も同様に納付していたはずである。所持している昭和51年分の所得税確定申告書控には、保険料を納付した記載も有る。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初はその母親の分と一緒に、母親が60歳になってからは自身の分のみ集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、A市B区において、申立期間後の昭和60年2月に申立人の妻と連番(*)で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、昭和59年度から登載され、申立期間当時は、同市において、国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入時点において、申立期間の大半は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、一部について過年度納付は可能であるものの、申立人からは遡って納付したとの主張は無い上、国庫金となる

過年度保険料は集金人に納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を示す根拠として、当時、確定申告事務を委託していたとする会計士事務所が独自に作成し、使用していたとみられる「昭和 51 年分所得税確定申告控」に、「年金保険」として 1 万 5,000 円が計上されていることを挙げているところ、当該申告控は、上記の国民年金手帳記号番号が B 区で払い出される以前に作成されたものとみられることから、当該年の保険料を納付するには、上記とは別の同手帳記号番号が同じ B 区で払い出されていることが必要となるが、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより C 県内全てを対象に「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索しても、該当者は見当たらないことを踏まえると、計上されているものは納付記録が確認できる申立人の母親の分であると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 2 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 19 年 1 月にA株式会社入社後、半年間、同社B養成所に入り、卒業後、同社C所に配属となった。厚生年金保険の加入期間を確認したところ、同年 10 月 1 日資格取得となっており、事務職はそのような扱いと言われたが、自分は事務員ではなかったもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社B養成所修了証書により、申立期間当時、申立人はA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社に照会したところ、「養成所時代は社会保険に加入していないと聞いたことがあるが、資料が無いため、定かではない。人事記録・賃金台帳は事業所閉鎖・戦災等で紛失しているものがあり、申立人について資料が無い。」との回答があり、複数の元従業員に照会したものの、申立人について記憶している者は見当たらないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除については確認できない。

また、A株式会社C所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日となっているものの、保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、厚生年金保険法附則第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、同年 10 月 1 日以降の期間とされており、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間に算入されない。

さらに、申立人が卒業した商業学校の同級生である同僚及び上記被保険者名簿の申立人と同じページに記載されている被保険者 29 名を抽出し、資格取得日について検証したところ、全員が申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日と記録され、オンライン記録上で確認できる 19 名は保険料徴収の対象となった同年 10 月 1 日からの加入となっていることが確認できる。

加えて、A株式会社C所における複数の従業員は、当時の雇用形態並びに社会保険の加入について、「商業学校出身者は全員が養成所で 6 か月間実習し、同養成所卒業後は職員の扱いであった。養成所時代は研修生として社会保険の加入はなかった。職員と工員（筋肉労働者）の区別が明確にされており、養成所出身者が工員の扱いになることはなかった。」と回答していることから、申立人は職員として勤務していたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の対象となる筋肉労働者として勤務していたとは認められず、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）施行に伴い、一般労働者年金制度の対象とされた昭和 19 年 6 月 1 日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることに手続上の誤りがあったことを示す事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間は1か月となっているが、次の勤務先に入社するまで間を空けずに勤務していたので申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた事業主の親族及び同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していた可能性はある。

しかし、A社はすでに廃業しており、元事業主に照会しても申立期間当時の関連資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日はオンライン記録と同じ昭和 37 年 8 月 20 日と記録され、申立人の備考欄には健康保険証が返却されたことを示す「37. 9」との記載がある上、申立期間の健康保険整理番号は連続しており、欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日まで
A 県 B 市にあった株式会社 C に昭和 58 年 12 月 1 日から平成 3 年 3 月
末まで勤務し、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていたが、オン
ライン記録では厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。
申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 C の元事業主は、「申立人についての記憶は無い。従業員は全員
で 6、7 人だったので、もし申立人が勤務していれば覚えていないはずは
ない。」と供述しており、複数の元従業員に照会したが、申立人について記
憶している者はなく、申立人の申立期間における同社での勤務実態につい
て確認することができない。

また、当該元事業主は、「当時の資料は既に処分しており、保管していな
い。しかし、正社員であれば厚生年金保険に加入させており、保険料控除
しておきながら、厚生年金保険に加入の手続をしていないことは考えられ
ない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除
について確認することができない。

さらに、株式会社 C に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿に申
立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号も連続しており、申立人の
記録が欠落したとは考え難い。

加えて、株式会社 C は昭和 61 年 11 月 1 日から D 厚生年金基金に加入し
ているが、同基金に申立人の加入記録は見当たらない上、雇用保険の記録

においても、申立人の同社での加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 12 日から 54 年 3 月 21 日まで
② 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 3 月 10 日から 57 年 8 月 21 日まで
④ 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 3 年 9 月 1 日まで
⑤ 平成 4 年 4 月 15 日から 6 年 9 月 21 日まで

日本年金機構から送られてきた厚生年金加入記録のお知らせで通知された標準報酬月額が相違している。申立期間①に係る株式会社Aでは、給料の方も毎年昇給となり退職時には17万5,000円であったと記憶している。申立期間②に係るB株式会社(現在は、C株式会社)では、社長から2万円アップしてもらい月額11万2,000円の給料であった。申立期間③に係る株式会社D(現在は、株式会社E)では、初任給は13万4,000円、1か月後に1万円アップし14万4,000円、年末に15万円となった。翌年7月に副主任となり17万円、同年10月に主任となり4万円アップした、申立期間④に係るF株式会社では、給料は17万円プラス売上高(歩合給計算)だった。そして、申立期間⑤に係る株式会社Gでは、給料は、基本給プラス売上高(歩合給)で、いつも30万円以上あったと記憶しているが、いずれも通知された標準報酬月額が低い額となっているので、確認して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間①について、当該事業所は既に廃業をしてお

り、元事業主が、「申立期間に係る報酬額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が記憶する上司を含む15人の元同僚に照会をしたが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる回答を得ることができない。

さらに、株式会社Aにおける、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、オンライン記録と一致している上、申立人の前後16人の女性被保険者の申立期間における標準報酬月額の推移を比較しても、申立人の標準報酬月額が低いとは言えないことから、申立人の記録に不自然な点は見当たらない。

B株式会社に係る申立期間②について、当該事業所の取締役は、「申立期間当時、申立人の在籍は確認できません。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、B株式会社に係る商業登記簿謄本で当時の代表者を確認したところ、申立人が記憶している代表者とは別姓の人物であり、当時の代表者を特定できないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額等について確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている7人の被保険者に照会をしたが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる回答を得ることができない。

加えて、上記被保険者名簿に記載されている、申立人を含む6人の女性被保険者の申立期間における標準報酬月額の推移を比較しても、被保険者資格取得時の標準報酬月額は、5万2,000円から9万2,000円と記録されており、申立人の標準報酬月額が低いとは言えない上、上記被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に訂正した形跡は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがえない。

株式会社Dに係る申立期間③について、株式会社Eは、「登記上はそのままになっているが、株式会社Dに係る事業は、既に廃業をしている。人事記録及び賃金台帳の保存期間は、10年間ですので、保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている8人の被保険者に

照会をしたが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる回答を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている、申立人の前後 40 人の女性被保険者の申立期間における標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額が低いとは言えない上、上記被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に訂正した形跡は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがえない。

F 株式会社に係る申立期間④について、申立人の当該事業所に係る雇用保険の給付記録を検証すると、離職時賃金日額が 6,620 円と記載されていることから、オンラインに記録されている退職時の標準報酬月額(17 万円)を超える報酬月額が支給されていたものと推認できる。

しかしながら、F 株式会社は、「当時の資料で現存するものが、ない。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、F 株式会社の元営業職員は、「当時は歩合給制であった。厚生年金保険の報酬月額は、基本給プラス役職手当等の固定部分だけで届出をして、歩合給部分は取れるかどうか分からないので、対象外だった。申立人の職種であるポインターも、同様だったはずだ。」と供述している上、当時ポインターだったとする元同僚 2 人が所持する、合計 11 枚の給料支払明細書を検証したところ、オンラインに記録されている標準報酬月額を超える報酬額が支給されているものの、いずれもオンラインに記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶をする元同僚を含む、F 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 13 人の被保険者に照会をしたが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる回答を得ることができない。

加えて、上記被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容に訂正した形跡は無く、オンライン記録とも一致しており、また、オンライン記録においても、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡はうかがえない。

株式会社 G に係る申立期間⑤について、申立人の当該事業所に係る雇用保険の給付記録を検証すると、離職時賃金日額が 7,619 円と記載されていることから、オンラインに記録されている退職時の標準報酬月額(16 万円)を超える、報酬月額が支給されていたものと推認できる。

しかしながら、株式会社 G は既に廃業しており、当時の事業主も所在不

明のため、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額を確認できる関連資料等の存否について確認することができない。

また、元同僚は、「私は、申立期間当時に短期間だが総務の仕事をしていましたが、厚生年金保険の加入手続の際に、代表者の指示で実際より低く報酬額の届出をしていた。「標準報酬・保険料月額表」に基づき届け出た標準報酬月額に見合った保険料を控除して、確認しながら、きちんと処理をしていた。」と供述している。

さらに、株式会社Gの元取締役は、「歩合給は、標準報酬月額の対象外だった。厚生年金保険の報酬月額の届出は基本的にF株式会社のやり方を踏襲した。」と供述をしている。

加えて、申立人が記憶をする同僚を含む、株式会社Gに係るオンライン記録を確認できる15人の被保険者に照会をしたが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる回答を得ることができない。

また、当該事業所に係るオンライン記録を確認したが、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立期間①から申立期間⑤までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から申立期間⑤までの全期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。